

空家等対策の実施協力にかかる協定書

川口市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、川口市の空家等対策に関する事務の司法書士への委託等に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の会員が委託を受けた空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に掲げる空家等対策に関する事務の適正な処理について甲及び乙が互いに連携協力することによって、市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、安心安全なまちづくりを推進させることを目的とする。

（会員の推薦等）

第2条 乙は、甲から依頼があった空家等及び特定空家等における次に掲げる事務について、乙の会員の中から、当該事務を行う者を推薦するものとする。

- （1）甲及び所有者等からの空家等及び特定空家等に関する相談事務
- （2）空家等の権利調査事務
- （3）空家等の相続人調査事務
- （4）後見、保佐及び補助の開始並びに相続財産管理人選任及び不在者財産管理人選任の各審判申立書の作成事務
- （5）空家等の利活用にかかる契約条項の検討助言及び当該利活用にかかる登記手続事務
- （6）その他空家対策に関する事務

2 甲は、前項第2号から第5号までに規定する事務について、乙が推薦する者に事務を委託する場合には、乙が推薦する者との間で事務委託契約を締結するものとする。

3 乙は、甲から空家等及び特定空家等に係り成年後見人、保佐人、補助人、相続財産管理人又は不在者財産管理人の候補者の推薦の依頼があるときは、当該候補者を乙の会員の中から推薦するものとする。

（事務処理要領）

第3条 甲は、前条第2項の規定により委託し、又は委託しようとする事務について、別途、事務処理要領（以下「要領」という。）を定めることができる。この場合において、乙は、当該要領に従って事務処理をするよう、当該事務を受託し、又は受託しようとする者に周知するものとする。

2 甲は、要領を定め又はこれを変更する場合は、乙の意見を求めるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

（協定書の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（秘密の保持）

第5条 乙及び事務を受託し、又は受託しようとする者並びにその関係者は、本業務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らし、又は利用してはならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がこれに記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和元年8月21日

甲 川口市青木2丁目1番1号
川口市長 奥ノ木 信夫

乙 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 柴 由之